

退職後の 年金手続きガイド

年金加入や年金受け取りのために



第1章
退職後の年金加入 1

第2章
退職後の年金の受け取り 6

第3章
年金相談サービス 10

(参考1) 退職後の医療保険 13

(参考2) 退職後の雇用保険 16

(参考3) 退職と年金・健康保険の手続き 18

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構は、国(厚生労働大臣)から委任・委託を受けて公的年金制度の運営業務を行っています。

〈平成28年3月作成〉16031012002

第1章

退職後の年金加入

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入しますが、それ以外の20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入するための手続きが必要です（扶養されていた60歳未満の配偶者（夫・妻）についても、同様に手続きが必要ですのでご注意ください）。この手続きを行わないと、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合があります。必ず以下の表を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

年齢	こんなとき	加入する年金制度とページ
60歳未満	再就職する※1	厚生年金保険 1-1 厚生年金保険の適用事業所に再就職する  P2
	自営業者、無職の方、それらの配偶者など（厚生年金保険や共済年金に加入する方やその被扶養配偶者の方以外の方）となる※2	国民年金〔第1号被保険者〕 1-2 国民年金の第1号被保険者となる  P3
	厚生年金保険や共済年金に加入する方の被扶養配偶者となる※2	国民年金〔第3号被保険者〕 1-3 国民年金の第3号被保険者となる  P4
60～64歳	再就職する※1	厚生年金保険 1-1 厚生年金保険の適用事業所に再就職する  P2
	受給資格期間※3が不足している。満額の老齢基礎年金が受けられない	国民年金（任意加入） 1-4 国民年金に任意加入する  P5
65～69歳	再就職する※1	厚生年金保険 1-1 厚生年金保険の適用事業所に再就職する  P2
	受給資格期間※3が不足している	国民年金（任意加入） 1-4 国民年金に任意加入する（昭和40年4月1日以前生まれの方のみ）  P5
70歳以上	受給資格期間※3が不足している	厚生年金保険に任意加入 1-5 厚生年金保険に任意加入する  P5

※1：厚生年金保険には、1日または1週間の勤務時間と、1カ月の勤務日数のそれぞれが、同様の仕事をする正社員と比べておおむね3/4以上の場合に加入することとなります（「3/4以上」の判断基準は、あくまでもひとつの目安であって、就労形態等を考慮し総合的に判断されます）。

※2：20歳以上の方に限ります。

※3：受給資格期間……年金を受けるために必要な期間（P6参照）

1-1 厚生年金保険の適用事業所に再就職する

厚生年金保険の適用事業所に再就職する方は、加入の手続きを事業主が行うこととなりますので、年金手帳を事業主に提出する必要があります。なお、同時に健康保険に加入することとなります。

※厚生年金保険には、1日または1週間の勤務時間と、1カ月の勤務日数のそれぞれが、同様の仕事をする正社員と比べておおむね3/4以上の場合に加入することとなります（「3/4以上」の判断基準は、あくまでもひとつの目安であって、就労形態等を考慮し総合的に判断されます）。平成28年10月より厚生年金保険には、1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上である短時間労働者や1週間の所定労働時間が20時間以上であること、賃金の月額が88,000円以上であること、勤務期間が1年以上見込まれること、学生ではないこと、従業員数が500人を超える規模である企業に使用されていること、の5要件を満たす短時間労働者も加入の対象となります。

加入の手続き

- 提出先……………郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）
- 届出・申請書名……厚生年金保険被保険者資格取得届
- 提出期限……………再就職日から5日以内
- 提出者……………事業主

保 険 料

標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じた額を、本人と事業主が折半で負担することとなります。本人が負担する保険料は、給料から控除され、事業主負担の保険料とあわせて事業主が納付することとなります。

▶ 標準報酬月額とは

毎月の保険料や年金額の計算をするときに用いるもので、被保険者が事業主から受ける報酬をいくつかの等級に区分した仮の報酬月額（等級区分）に当てはめて決められます。標準報酬月額には下限・上限が定められており、厚生年金保険の等級は第1級の98,000円から第30級の620,000円までの30等級とされています。（平成28年10月より第1級は、88,000円になります。）

▶ 標準賞与額とは

年3回まで支払われる賞与について、1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額として、標準報酬月額と同じ率を乗じて保険料の額が計算され、年金額の計算にも用いられます。厚生年金保険では1カ月につき150万円が上限とされています。

▶ 退職後継続して再雇用された方の手続き

60歳以上の方が、退職後、同一の事業所に継続して再雇用されることがあります。この場合、事業主が「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、通常の随時改定を行うことなく、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することができ、この標準報酬月額に応じて在職老齢年金額が見直されます。添付書類として以下のものが必要です。

- 就業規則、退職辞令の写しなど、退職したことがわかる書類
- 継続して再雇用されたことがわかる雇用契約書

以上のものがない場合は「事業主の証明」を添付してください。事業主の証明の様式は指定してありませんが、「退職された日」、「再雇用された日」の記載および「事業主印の押印」が必要です。

1-2 国民年金の第1号被保険者となる

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険や共済組合に加入している方(第2号被保険者)およびこれらの者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)以外の方は、すべて国民年金の第1号被保険者となります。

加入の手続き

- 手続き窓口…………… 住所地の市区役所または町村役場
- 添付書類…………… 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 提出期限…………… 退職日の翌日から14日以内
- 提出者…………… ご本人または世帯主

※第2号被保険者が退職し、配偶者が第3号被保険者に該当しなくなった場合も手続きが必要です。

保 険 料

月額16,260円(平成28年度) ※保険料額は年度によって変動していきます。

▶ 付加保険料

月額400円の付加保険料を納付すると将来受け取る老齢基礎年金とあわせて付加年金が受けられます。付加年金の年金額は、「200円×納付月数」で計算されます。ただし、保険料を免除されている方や国民年金基金に加入している方は付加保険料を納められません。

▶ 前納・早割制度

あらかじめ一定期間分(原則として半年または1年間)の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度(早割制度)があります。

※口座振替の場合、2年間の前納制度もあります。

免 除 制 度

保険料の納付が困難なときは以下のような免除制度があります。また、退職により保険料の納付が困難なときは、失業を理由として国民年金保険料の免除申請をすることができます。

▶ 法定免除

次のような場合は、保険料の免除に該当しますので、届出をしてください。

1. 障害基礎年金や障害厚生(共済)年金(原則として障害等級1級または2級)を受けているとき
2. 生活保護法の生活扶助を受けているとき 等

▶ 申請免除

申請免除には全額免除制度、「4分の1免除、半額免除、4分の3免除」の三段階の一部免除制度があります。保険料の納付が困難で次のような場合は、申請し承認されれば保険料が免除されます。

1. 前年の所得が一定の基準以下のとき
2. 被保険者または家族が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき
3. 地方税法の障害者または寡婦に該当し、所得が非課税限度額以下のとき
4. 天災、失業などで保険料を納めることが困難な事情にあるとき

なお、4分の1免除、半額免除、4分の3免除の承認を受けた期間は納めるべき保険料を納付しないと未納期間となりますので、ご注意ください。

※手続き先は住所地の市区役所または町村役場の国民年金窓口です。

※この他にも30歳未満(平成28年7月からは50歳未満)対象の若年者納付猶予制度があります。

※学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください(申請免除制度および若年者納付猶予制度はご利用いただけません)。

※失業を理由として免除の申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し等が必要になります。

1-3 国民年金の第3号被保険者となる

厚生年金保険や共済組合に加入している被保険者(65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

加入の手続き

- 提出先……………郵送で事務センター
(配偶者の勤務している事業所の所在地を管轄する年金事務所)
- 届出・申請書名……国民年金第3号被保険者関係届書(資格取得届)
- 添付書類……………収入確認のための書類(非課税証明書など)※1、年金手帳
または基礎年金番号通知書※2
- 提出期限……………被扶養者(扶養される方)に該当した日から14日以内
- 提出者……………ご本人(事業主経由)

※1：所得税法の規定による控除対象配偶者となっている方については、事業主の証明により収入確認のための書類の添付を省略することができます。

※2：事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認することで年金事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第3号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。

※第3号被保険者の届出は健康保険の被扶養者になるための手続きと同時に行います。

保 険 料

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合から拠出されるので、個別の保険料負担はありません。

第3号被保険者の認定基準

第3号被保険者になるには、被保険者(扶養する方)によって生計が維持されていることが条件となり、収入のある方が第3号被保険者として認定されるためには、次の基準により判断されます。

① 年収が130万円未満であること

認定対象者の年収が130万円未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であれば、原則として第3号被保険者になります。また、認定対象者の年収が被保険者の半分以上であっても、130万円未満である場合は、被保険者の収入によって生計を維持していると認められれば、第3号被保険者となります。

② 別居の場合は援助額で判断

被保険者と別居している場合には、年収が130万円未満で、かつ被保険者からの援助額より少ないときに第3号被保険者となります。

※認定対象者がおおむね障害厚生年金を受けることのできる程度の障害がある場合には、年収の認定基準の「130万円未満」が「180万円未満」となります。

1-4 国民年金に任意加入する

60歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方や受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額(40年間保険料納付分)の老齢基礎年金が受けられない方は、65歳になるまで国民年金に任意加入することができます。

特例措置として、昭和40年4月1日以前に生まれた方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方は、70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入(特例任意加入)することができます。

また、日本に国籍がある20歳以上65歳未満の海外在住者も任意加入することができます。

※老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は、任意加入することはできません。

加入の手続き

- 手続き窓口………住所地の市区役所または町村役場
- 添付書類………年金手帳または基礎年金番号通知書
- 提出者………ご本人(海外在住の方は国内在住の協力者を含む)

※60歳以上の方が任意加入する場合は、原則として口座振替により保険料を納付していただくため、口座番号がわかるものおよび金融機関の届出印が必要です。

保 険 料

国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、65歳以上の特例任意加入には付加保険料(P3参照)はありません。

1-5 厚生年金保険に任意加入する

厚生年金保険では、被保険者が70歳に達すると被保険者資格を喪失しますが、70歳以上になっても老齢年金の受給資格期間を満たしていない方で、事業所に勤めている方は受給資格期間を満たすまで、「高齢任意加入被保険者」として厚生年金保険に任意加入することができます。

加入の手続き

- 手続き窓口………事業所の所在地を管轄する年金事務所
- 届出・申請書名………厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出書
- 添付書類………年金手帳または基礎年金番号通知書、生年月日に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本、履歴書など
- 提出期限………加入するとき
- 提出者………ご本人

保 険 料

原則として全額自己負担で、保険料の納付手続きも本人が行うことになります。ただし、事業主が同意すれば、一般被保険者と同様に事業主が保険料の半額を負担し、納付の手続きを行うこともできます。

▶ 適用事業所以外に勤務する場合の高齢任意加入

適用事業所以外の事業所に勤めている方も、事業主の同意を得て、年金事務所に申請して認可されれば高齢任意加入被保険者になることができます。保険料は本人と事業主が折半して負担することとなります。ただし、事業主の同意がない場合、高齢任意加入被保険者になることはできません。

第2章

退職後の年金の受け取り

2-1 年金を受けるために必要な期間(受給資格期間)

次の期間を合計して25年(300月※1)以上の期間が必要です。

- 厚生年金保険や共済組合に加入していた期間※2
- 国民年金保険料を納めた期間
- 国民年金保険料の納付を免除された期間※3
- 国民年金第3号被保険者であった期間
- 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた期間
- 合算対象期間(カラ期間)※4

※1：消費税率10%への引き上げ時(平成29年4月)に10年(120月)に短縮される予定です。

※2：脱退手当金や脱退一時金を受給した期間は除かれます。

※3：一部免除の承認を受けた期間は納めるべき保険料を納付しないと未納期間になりますのでご注意ください。

※4：合算対象期間は、

①サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間

②海外に在住していた期間(日本国籍を有する方が対象)

③学生であった期間のうち、平成3年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間

などがあります(上記①～③は、20歳以上60歳未満であった期間が対象)。

これらの期間があれば、「年金を受けるために必要な期間」に加算されます。ただし、年金額には反映されません。

受給資格期間の短縮措置(25年に満たなくても受給資格期間を満たせます)

1) 厚生年金保険や共済組合の加入期間の特例

厚生年金保険と共済組合の加入期間を合わせた期間が、生年月日に応じて下表の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたことになります。

生年月日	期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

2) 厚生年金保険の中高齢者の特例

昭和26年4月1日以前に生まれた方で40歳(女性と坑内員・船員は35歳)に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間が、生年月日に応じて下表の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたことになります。

生年月日	期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年

2-2 老齢基礎年金と老齢厚生年金の概要

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納付した期間などが原則として25年以上ある方が65歳になったときに受けられます。なお、希望すれば60歳から64歳の間でも請求時の年齢に応じて一定割合を減額された年金を受けることができます。また、66歳から70歳の間に支給開始年齢を遅らせて一定割合を増額された年金を受けることもできます。ただし70歳を過ぎると増額率は変わりません。

年額780,100円(平成28年4月～平成29年3月)(20歳から60歳までの40年間保険料を納付した場合の金額)

※40年(昭和16年4月1日以前に生まれた方は年齢に応じて25年～39年)に満たない場合は、不足する月数に応じて年金額が減額されます。

老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間がある方で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方に、老齢基礎年金に上乘せする形で65歳から支給されます。また、66歳から70歳の間に支給開始年齢を遅らせて一定割合を増額された年金を受けることもできます。

特別支給の老齢厚生年金

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方であって、厚生年金保険の加入期間が1年以上ある方に60歳から65歳になるまでの間支給されます。特別支給の老齢厚生年金の年金額は、厚生年金保険の被保険者期間に応じた「定額部分」と被保険者期間中の平均標準報酬に応じた「報酬比例部分」とを合算した額が支給されます。なお、昭和16年(女性は昭和21年)4月2日以降に生まれた方については、次表のとおり定額部分と報酬比例部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられています。

生 年 月 日	定額部分の 支給開始年齢	報酬比例部分の 支給開始年齢
男性 昭和16年4月1日以前 女性 昭和21年4月1日以前	60歳	60歳
男性 昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 女性 昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳	60歳
男性 昭和18年4月2日～昭和20年4月1日 女性 昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳	60歳
男性 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日 女性 昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳	60歳
男性 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 女性 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳	60歳
男性 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 女性 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 支給されます	60歳
男性 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 女性 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 支給されます	61歳
男性 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 女性 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 支給されます	62歳
男性 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 女性 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 支給されます	63歳
男性 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 女性 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 支給されます	64歳
男性 昭和36年4月2日以降 女性 昭和41年4月2日以降	65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金が 支給されます	

2-3 老齢厚生年金の支給調整

老齢厚生年金は次のような場合に、支給額が調整されます。なお、厚生年金基金に加入したことのある方は、基金の年金(代行部分)も含め調整されます。

在職老齢年金

60歳以上65歳未満の方が在職(厚生年金保険に加入)中に老齢厚生年金を受ける場合

具体的な支給停止額の計算は以下のようになります。ただし、総報酬月額相当額※1と基本月額※2の合計額が28万円以下の場合、支給停止はありません。

総報酬月額相当額	基本月額	支給停止額(月額)
47万円以下	28万円以下	(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2
	28万円超	(総報酬月額相当額 × 1/2)
47万円超	28万円以下	(47万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)
	28万円超	(47万円 × 1/2) + (総報酬月額相当額 - 47万円)

※1：総報酬月額相当額 = その月の標準報酬月額 + その月以前の1年間の標準賞与額の合計額 × 1/12

※2：基本月額 = 加給年金※3を除いた特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)の月額

※3：加給年金 = 65歳未満の配偶者や18歳到達年度の末日までにある子どもまたは、年金法令に基づく障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子どもの扶養している場合に加算される年金(加入期間要件、所得要件等あり)

65歳以上70歳未満の方が在職(厚生年金保険に加入)中に老齢厚生年金を受ける場合

老齢基礎年金は全額支給されます。ただし、老齢厚生年金は総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額の合計により調整されます。総報酬月額相当額※1と基本月額※2を合計して47万円を超えると、老齢厚生年金の月額は47万円を超える部分の1/2が支給停止されます。

総報酬月額相当額 + 基本月額	支給停止額(月額)
47万円以下	支給停止はありません
47万円超	(総報酬月額相当額※1 + 基本月額※2 - 47万円) × 1/2

※1：総報酬月額相当額 = その月の標準報酬月額 + その月以前の1年間の標準賞与額の合計額 × 1/12

※2：基本月額 = 加給年金額、経過的加算を除いた老齢厚生(退職共済)年金(報酬比例部分)の月額

70歳以上の方が在職(厚生年金保険に加入する程度の勤務)中に老齢厚生年金を受ける場合

厚生年金保険の適用事業所に勤務した場合は、65歳以上70歳未満の方と同様のしくみを適用し、支給額が調整されます。なお、厚生年金保険の被保険者でないため、厚生年金保険料の負担はありませんが、必ず事業主からの届出が必要です。

雇用保険と老齢厚生年金の調整

雇用保険の基本手当を受ける場合

60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金を受けている方がハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に雇用保険の基本手当(船員保険の失業保険金を含む)を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて老齢厚生年金の全額が支給停止されます。

※基本手当について詳しくはP16をご覧ください。

雇用保険の高年齢雇用継続給付を受ける場合

60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金を受けながら在職(厚生年金保険に加入)している方が、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部(標準報酬月額6%を限度とする額)が支給停止されます。

※高年齢雇用継続給付について詳しくはP17をご覧ください。

平成25年10月1日以降に、年金を受け取る権利が発生した方や、ハローワークで求職の申込みをした方、高年齢雇用継続給付を受けるようになった方は、年金事務所への雇用保険と老齢厚生年金との調整に関する届出が原則不要となりました(年金請求時などに、日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出されている場合に限りです)。

詳しくは、ねんきんダイヤルまたはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

2-4 年金を受けるための手続き

年金を受ける資格ができたときには、ご自身で年金を受けるための手続き(年金請求)を行う必要があります。手続きに必要な年金請求書は、年金事務所へ入手できるほか、日本年金機構で受給資格を確認できた方には、年金を受ける資格ができる3カ月前にご本人あてに送付されます。添付していただく書類は個人ごとに異なりますので、事前に「ねんきんダイヤル」や年金事務所、街角の年金相談センターでご確認ください。

請求内容	請求書名	主な添付書類
老齢基礎年金 老齢厚生年金	年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)	年金手帳・戸籍謄本(戸籍抄本)・ 住民票・雇用保険被保険者証など

※2冊以上の年金手帳または基礎年金番号通知書をお持ちの場合は、すべてご持参ください。

※ご家族の構成等により、戸籍謄本に代えて戸籍抄本の添付が可能な場合がありますので、事前に「ねんきんダイヤル」へご相談ください。

なお、代理の方が年金相談や手続きする場合は委任状が必要です。委任状には「本人の基礎年金番号」「住所」「氏名」「生年月日」「依頼内容」を記入したうえ、「委任を受けた方の住所」「氏名」「本人との関係」を書いて「本人が署名」のうえ「押印」してください。また、委任を受けた方の身分証明書(運転免許証など)をご用意ください。

委任状の記載内容に不備があるときは年金相談をお受けできませんので、記載内容をご確認のうえご来訪ください。

※ご本人が障害者または施設入所者であり、委任状の記入が困難な場合等は、年金事務所にご相談ください。

年金の請求先

年金を受けようとする方	年金請求の手続き先
現在、在職中または最後の加入制度が厚生年金保険である方	勤務先の所在地を管轄する年金事務所
国民年金の第1号被保険者の期間のみの方	お住まいの市区町村の国民年金窓口
上記以外の方	住所地を管轄する年金事務所

※この表にかかわらず、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターで請求することもできます。

※年金証書がお手元に届くのは、年金請求日からおおむね2カ月後となります。

また、1回目の年金のお支払いは、年金証書がお手元に届いてからおおむね50日後となります。

※共済組合等へ年金請求される方は、共済組合等へ日本年金機構への年金もあわせて請求することが可能です。

(参考) その他の年金(障害給付・遺族給付)

障害基礎年金	国民年金に加入中の病気やケガによって障害(政令で定められた1・2級の障害の程度)が残ったときに支給されます。20歳前(年金加入前)の病気やケガによって障害が残ったときも、障害基礎年金を請求することができます。
障害厚生年金	厚生年金保険に加入中の病気やケガによって障害(政令で定められた1～3級の障害の程度)が残ったときに支給されます。65歳前に初診日があるときで、障害厚生年金の1・2等級に該当する場合は障害基礎年金もあわせて支給されます。
遺族基礎年金	国民年金に加入中または加入していた方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のある妻、子のある夫または子に支給されます(年齢要件あり)。
遺族厚生年金	厚生年金保険に加入中または加入していた方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた妻または夫、子、父母、孫、または祖父母に支給されます(年齢要件あり)。